

議第21号

平成25年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成25年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

運 転 車 両 数	両 684
年間走行キロメートル	km 29,711,000
年間総輸送人員	人 116,800,000
1日平均輸送人員	人 320,000

2 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 37両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車運送事業収益 20,277,000千円

第1項 営 業 収 益 19,587,124千円

第2項 営 業 外 収 益 689,876千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用 18,707,000千円

第1項 営 業 費 用 18,145,277千円

第2項 営 業 外 費 用 511,723千円

第3項 予 備 費 50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,542,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,738,000千円
 第1項 企業債 1,524,000千円
 第2項 補助金 214,000千円

支 出

第1款 資本的支出 3,280,000千円
 第1項 建設改良費 1,902,767千円
 第2項 企業債償還金 1,127,233千円
 第3項 長期借入金返還金 200,000千円
 第4項 予 備 費 50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車運送事業建設改良費	平成26年度及び平成27年度	千円 765,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
自動車運送事業建設改良費	千円 1,524,000	発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によつては、繰上償還をすることができ

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

（他会計からの補助金）

第8条 生活支援路線の運行維持等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、779,300千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成25年2月20日提出

京都市長 門川大作